

JAPANアス撮れ！トップアスリート誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している合宿の回復を図るため、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅でスポーツ合宿を行うトップアスリートに対し、予算の範囲内において、JAPANアス撮れ！トップアスリート誘致事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において次に掲げる条件のいずれかを1つ以上満たすアスリートとする。ただし、団体に複数の補助対象者がいる場合は、2名分のみを補助するものとする。

- (1) 日本記録保持者であること。
- (2) 直近2大会の日本選手権大会又は日本パラ選手権大会で3位以内であること。
- (3) 直近2大会のオリンピック・パラリンピック又は世界大会の日本代表選手であること。
- (4) 直近2大会のアジア大会で入賞していること。

(交付条件)

第3条 補助金は、合宿の実施期間が2日以上であり、次に掲げる条件のいずれかを1つ以上満たす場合に交付するものとする。ただし、補助金の交付は年度内に1回限りとする。また、対象経費が10万円を上回る場合のみ交付するものとする。

- (1) 補助対象者のSNS等でジャパンアスリートトレーニングセンター大隅に係る情報発信を行うこと。
- (2) 補助対象者が鹿児島県スポーツ振興課インスタグラム、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅フェイスブック等に投稿するための写真・動画の提供や取材に協力すること。
- (3) 補助対象者が鹿児島県内において、地域貢献活動（小中高校等を対象としたスポーツ教室等）を行うこと。

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費は、合宿及び前条の交付条件の実施に要する経費とし、補助金額は、定額10万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 合宿計画書（別記第2号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により行うものとする。

(補助事業内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の実施期間を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の交付条件を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。
- (4) その他知事が必要と認めるとき。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第4号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 合宿変更計画書(別記第5号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅利用証明書(別記第9号様式)
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止し、又は既に交付した補助金の一部もしくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を実施しなかったとき。
- (2) 補助事業の交付条件を満たさなかったとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他補助金の交付目的を達することができないと認められる事由が生じたとき。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第10号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第11号様式によるものとする。

2 この補助金は、精算払により交付する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。